

グローバル・タックス・サテライト

第16回 台湾

国際部員が見た台湾の税務事情

国際部委員 飯田 清和

台湾における統一発票制度とレシートくじ

台湾観光協会が発表した資料¹⁾によると、2014年の1年間に台湾へ訪れた日本人は約163万人と、訪台外国人旅客全体の約16%を占めています。また、台湾からの訪日者数は約297万人と、国及び地域別では最多となっています。最近では日台間にLCCも乗り入れるようになり、ますます観光客の増加が見込まれます。

ところで、台湾に行かれたことのある方、街のコンビニなどで受け取るレシートが営業税(消費税)の申告に必要な不可欠な書類になることや、レシートが「宝くじ」になっていることをご存じでしょうか。このレシート、実は台湾で重要な役割を果たしているのです。

今回は台湾における営業税の制度と、ユニークな制度である統一発票について紹介します。

台湾の営業税(消費税)制度

1. 課税対象

課税対象となる取引は、台湾領域内での物品の販売・サービスの提供や物品の輸入です。但し、職業専門家(弁護士等)の専門業務提供や個人が提供するサービスは除かれます。

輸入物品については関税等を加算後の金額が課税対象となり、輸出品品に対する税率は0%として扱います。物品やサービスの購入者が消費者である場合は内税方式を採用し、購入者が営業者の場合は外税方式を採用しています。

2. 納税義務者

物品の販売・サービスの提供をした営業業者、輸入物品の受取人又は所持人、台湾内に恒久的施設(PE)を有しない外国企業等が提供したサービスの買受人などです。

3. 税率

現在の税率は5%です。

4. 免税項目

土地の売却、医療、教育関連の取引、新聞社、通信社、テレビ局、ラジオ局関連取引は免税となるため、新聞代、電話代、テレビ通信料、切手類は営業税がかかりません。

5. 仕入税額控除

台湾ではインボイス方式を採用しているため、後述する「統一発票」が必要になります。統一発票のないもの、本業に関連しない物品またはサービス、交際費、9人乗り以下の小型自動車については仕入税額控除から除かれます。

6. 申告

売上高の有無を問わず、2か月分を一括して翌奇数月の15日(休日の場合は翌営業日)までに申告・納付する必要があります。例えば、1月から2月分の営業税は3月15日までに申告・納付することになります。

期限内に申告をしなかった場合には罰則があります。遅延利息のほか、延滞金が課されることになり、また統一発票の発行を行わない、過少に申告をした行為に対しては、未申告分の金額に最高10倍のペナルティが課されます。1年間で3回摘発された場合は営業停止となります。なお、外国人旅行者に対しては、営業税の還付制度²⁾があります。

統一発票

消費税の仕入税額控除について、我が国では請求書等保存方式を採用していますが、前述のように台湾ではインボイス方式を採用しています。事業者は「統一発票」と呼ばれる公式のインボイス(レシート)を発行し、使用することが義務付けられています。

統一発票には、アルファベット2文字から始まる8桁の番号(写真の場合:DK40188492これが宝くじの役割を果たします)、企業名、台湾の営利事業者が営業ライセンス交付時に与えられる8桁の識別番号(営利事業統一編號)が記載されています。

写真のようなレシート「取銀機用統一発票」の規

格は縦19cm、横4.5cmとなっており、表上部に発行年月、企業名、発票通し番号が、表下部には発行店名、統一編號、住所及び電話番号が印刷されています。

裏面にはレシートくじの抽選方法のほか、レジスターで認識する為のレジスターマークが印刷されています。

レジで印刷する際には同じ通し番号のものを2列1組で印刷し、片方を店の控え、もう片方を利用者に渡します。1巻は250枚分となっており、偽造防止対策として透かしが採用されています。

国税当局は営業税をインボイス方式で管理しており、営業業者は台湾税務機関から購入し、商品・サービスの売買に使用します。店がレシートを発行すると、その売上の5%を営業税として納める仕組みです。

なお、月平均売上高が200,000NTD(約76万円³⁾)以下の営業業者、バスやタクシーなどの旅客運賃などは、発行が免除されています。

また、2000年からは電子発票(e-invoice)が開始され、営業業者がクラウドサーバーに情報を送信する仕組みができています。

統一発票にはいくつか種類があり、台湾国内営利事業者に対して発行される「三連式統一発票」や国外営利事業者又は非営利事業者に対して発行する「二連式統一発票」等があります。

これらの複雑な制度の理由は、「脱税の防止」が主な理由です。

統一発票には通し番号が付されており、一枚一枚国税局により、どの営利事業者が購入し、発行したものであるかが管理されており、これにより脱税が起きるのを防ぐ目的があるのです。



統一発票(裏面)くじの抽選日が記載されている。



統一発票(表面)。長さは19cmとかなり長い。下段には地価税(日本の固定資産税に相当)の納付期限が告知されている。



電子発票
大手コンビニなどではこのようなレシートになっている。

レシートが宝くじに

「レシートくじ」という発想は、企業の脱税防止及び税収の増加を目的として、当時台湾財務省省長であった任顯群氏(1912-1975)の発案で、1951年

にスタートしました。当時台湾では領収書を発行する習慣がなく、いわゆる脱税が多かったということです。

レシートにくじが付いているとなれば、消費者は当然のことながらレシートを要求するため、事業者はレシートを発行せざるを得ないわけです。

現在、台湾では全国統一規格のくじ付きレシートが発行されており、2か月に一度、当選金の番号が発表されています。当選金額は特別賞1,000万NTD(約3,800万円)から6等200NTD(約760円)となっています。外国人も当選金を受け取ることができますので、レシートをチェックしてみたいかでしょうか。



台湾財政部のWebサイト。くじの抽選結果が発表されている。

レシートが寄付される

ところで統一発票は、当選金を受け取る可能性があるため、慈善行為としてレシートを寄付する人が少なくありません。

台湾では街の至るところに、統一発票の寄付を呼びかける箱が置かれています。

統一発票の寄付のみで年間数百万円を集めている団体もあるくらいです。

確かに、このような箱があるせいか、落ちていたレシートをあまり見た記憶はないような気がします。統一発票はゴミ減らしにも一役買っているのかもしれませんが。

おわりに

台湾では、電子発票(e-invoice)の登場によって事業者間取引のペーパーレス化が進んでいるようです。また、身分証明書番号とは別に、個人消費者向けの認証システムも始まりました。

これは、自分の携帯電話番号を財政部のサーバーに登録し、e-invoiceとi-cash(電子マネー)を利用することにより、決済と同時にインボイスがクラウドに送信され、更にはくじの当選番号も携帯電話へ通知されるようになるシステムです。

紙のレシートがないと味気ない気もしますが、台湾ではレシートもペーパーレス化が進んでいます。



統一発票の寄付を呼びかける箱
街の至るところで見受けられる。

- i 台湾観光協会Webサイト http://www.go-taiwan.net/phocadownload/2014_statistics_by_month.pdf
- ii 外国からの旅客が同一日、同一店舗で3,000NTD以上の商品を購入し、30日以内に当該商品を携帯して出国する場合、商店で受け取った営業税還付明細申請表、領収書、パスポート、そして当該商品を出国時に税関に提示すれば営業税が還付されるという制度。
- iii 1NTD=3.8円で換算